

カードローンカード規定

1. (カードの利用)

カードローンカード（以下「ローンカード」という。）は、当組合およびしんくみネットキャッシュサービス加盟の全国の信用組合ならびに提携の金融機関（以下「提携先」という。）のオンライン現金自動機（現金自動支払・預入兼用機を含みます。以下「支払機」という。）を利用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「借入」といいます。）および当組合本支店の窓口において借入の随時返済をする場合に利用することができます。

ただし、法人カード（「法人お取引先」をいう。）については、当組合の支払機および当組合本支店の窓口においてのみ使用することができます。

2. (支払機の利用手数料)

(1) 当組合および提携先の支払機を利用して借入する場合は、当組合および提携先所定の支払機利用に関する手数料（以下「手数料」という。）をいただきます。

(2) 前項(1)の「手数料」は、支払機利用日付をもって自動的に貸越を行い引落します。

3. (借入)

(1) 支払機を利用して借入するときは、支払機にローンカードを挿入し届出の暗証番号と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合は、払戻し請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による借入は、支払機の機種により当組合（提携先の支払機利用の場合は提携先）が定めた金額単位とし、1回当たりの借入金額は、当組合（提携先の支払機利用の場合は提携先）が定めた範囲内とします。

(3) 当組合および提携先の支払機を利用して借入する場合、借入金額と手数料金額との合計額で借入することのできる金額を超えるときは、借入することができません。

4. (随時のご返済)

(1) 支払機を使用して随時のご返済をすることができます。この場合は、支払機に通帳およびカードを挿入しボタン等により操作してください。

(2) 支払機による随時のご返済は、支払機の機種により当組合が定めた金額単位とします。

(3) 支払機を利用しないで随時の返済をするときは、当組合本支店窓口でローンカードを呈示することによりご返済できます。

5. (支払機故障時の取扱)

(1) 停電・故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り当組合が定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でローンカードにより借入または返済することができます。

(2) 前項による取扱いは、当組合所定の用紙に氏名・金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出して下さい。

6. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) ローンカードを失ったとき、または氏名・暗証番号その他の届出に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) ローンカードを失った場合のローンカード再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (暗証照会等)

- (1) 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえお支払いした場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、その際に生じた損害については、当組合および提携先は責任を負いません。
- (2) 窓口において、ローンカードを確認してお支払いした場合にも前項と同様とします。

8. (解約、カードの利用停止等)

- (1) ローンカード契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第、直ちにローンカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第9条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することができません。

10. (既定の適用)

この規定に定めない事項については、カードローン契約書の各条項によります。

以上